

排出者の皆さまへ

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター**再商品化等料金の改定等に関連する事項についてのお知らせ**

日頃は、家電リサイクル券システムの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件、平成30年4月1日より、以下の変更が行われる予定です。つきましては、当該変更内容をご確認の上、家電リサイクル制度をご活用いただきたく、よろしくご申し上げます。

1. 再商品化等料金の改定について

一部の製造業者等が洗濯機・衣類乾燥機の特定家庭用機器が廃棄物となったもの（以下、「廃家電」といいます。）の再商品化等料金（以下、「家電リサイクル料金」といいます。）の改定を各々特定家庭用機器再商品化法第20条1項の規定に基づき、公表しました。

公表された改定後の家電リサイクル料金（以下、「新料金」といいます。）は、別表をご参照願います。公表していない製造業者等は料金改定を行わないため、別表に記載しておりません。

別表は、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電の家電リサイクル料金の改定一覧です。

（別表からはブラウザの戻るボタンで戻ってください。）

なお、平成30年3月31日までの家電リサイクル料金を以下、旧料金といたします。

また、一部の製造業者等の新料金は、次のアまたはイを満たしているものに適用されると公表されました。

ア) 家電リサイクル券の交付日（引取日）欄の記載が、平成30年3月末日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成30年4月1日以降のもの。

イ) 家電リサイクル券の交付日（引取日）欄の記載が、平成30年3月末日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成30年5月1日以降のもの。

これを図に示しますと次のようになります。

		家電リサイクル券（管理票）の交付日（引取日）欄の記載内容	
		平成30年3月31日 以前の日付のもの	平成30年3月31日 以前の日付以外のもの
指定引取場所 引渡日	平成30年4月1日より 平成30年4月30日まで	旧料金適用	新料金適用
	平成30年5月1日以降	新料金適用	

家電リサイクル券の交付日（引取日）欄の記載が、平成30年3月末日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成30年4月1日から4月30日までの場合のみ、旧料金が適用されます。なお、交付日（引取日）欄の記載がないもの、判読不可のもの等は、平成30年3月31日以前の日付以外のもものと見なされます。

2. 料金改定に伴う料金郵便局振込方式の家電リサイクル券の利用に関する留意事項について

料金改定に伴う料金郵便局振込方式の家電リサイクル券(以下「郵便局券」という。)の利用に関する留意事項は次の通りです。

(1) 郵便局券を利用して直接、指定引取場所へ廃家電を持ち込む場合の注意事項について

郵便局券を利用して家電リサイクル料金を振り込み、当該郵便局券と廃家電を直接、指定引取場所へ平成30年4月1日以降に持ち込む場合、前章の一部の製造業者等及び指定法人が公表している旧料金の経過措置は適用されませんので、ご注意願います。

①郵便局券を利用して、平成30年3月31日までに直接、指定引取場所へ持ち込む場合、家電リサイクル料金(税込)は、平成29年4月版のリサイクル料金表の家電リサイクル料金(税込)が適用されます。

一ゆうちょ銀行での振込手数料は、ATMの場合、80円、窓口の場合、130円になります。詳しいことは、郵便局・ゆうちょ銀行にお問い合わせ願います。

②郵便局券を利用して、平成30年4月1日以降、直接、指定引取場所へ持ち込む場合、家電リサイクル料金(税込)は、2018年(平成30年)4月版のリサイクル料金表の家電リサイクル料金(税込)が適用されます。平成30年3月31日以前に郵便局で振り込み、4月1日以降に、直接、指定引取場所へ持ち込む場合、家電リサイクル料金(税込)の差額が発生し、引取れない場合がありますので、郵便局で振り込む際、ご注意願います。

(2) 郵便局券を利用して、自治体もしくは小売業者等に収集・運搬を委託する場合の注意事項について

郵便局券で家電リサイクル料金を振り込んだ後、自治体もしくは小売業者等に収集・運搬を依頼し、廃家電を平成30年3月31日以前に引き渡し、かつ、当該自治体もしくは小売業者等が郵便局券の交付日(引取日)欄に引き渡した日を記載した上で、平成30年4月30日以前に指定引取場所へ持ち込んだ場合、前章の旧料金の経過措置は適用されます。

なお、郵便局券の交付日(引取日)欄の記載がないもの、判読不可のもの等は、平成30年3月31日以前の日付以外のものと見なされ、新料金となります。

以上